

小学校から高等学校までの教育課程における憲法教育等について

平成25年6月6日（木）

文部科学省初等中等教育局

- 憲法に関する教育については、別添資料の通り、学習指導要領に基づき、小学校、中学校、高等学校の各段階の社会科、公民科において、日本国憲法の基本的な考え方、議会制民主主義や選挙の意義、主権者としての政治参加の重要性などの学習が行われているところです。
- また、法に関する教育や消費者教育についても、社会科や公民科、家庭科、道徳、特別活動の中で学習を進めております。
- 実際の指導にあたっては、概念的、抽象的になったり、細かな用語や数字などを覚えさせたりする指導に偏ることのないよう、例えば、模擬投票や模擬裁判、契約トラブルの場面に対応したロールプレイングを取り入れた体験的な学習を行うなど、実際の社会生活と関連付けながら具体的な事例を通して、児童生徒がより理解を深めることができるような工夫がなされております。
- 教育基本法及び学校教育法においては、教育の目標の一つとして、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を掲げており、これを踏まえ、文部科学省としては、学習指導要領に基づき、各学校において、国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う教育が、しっかりと行われるよう努めてまいります。